

第 32 期目録委員会記録 No.17

第 17 回委員会

日時：2010 年 10 月 2 日（土）14 時～17 時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、酒見、鴫田、平田、古川、本多、横山、渡邊

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 図書館大会第 13 分科会目録質疑応答記録（7 ページ-A4、東委員、本多委員、鴫田委員）
2. 『図書館雑誌』12 月号（全国図書館大会ハイライト）原稿（1 ページ-A4、渡邊委員）
3. NCR 改訂作業体制（案）（2 ページ-A4、原井委員長）
4. 典拠形アクセスポイントに関する規定の構想（案）（1 ページ-A4、古川委員）
5. 第 32 期目録委員会記録 No.15（3 ページ-A、事務局）
6. 第 32 期目録委員会記録 No.16（5 ページ-A、事務局）

[報告事項]

1. 議事録の確認

第 15 回記録（資料 5）、第 16 回記録（資料 6）について修正箇所の指摘があった。また、今後、欠席者について議事録作成時には記録し、ホームページ掲載時には削除して掲載することとした。

2. 「目録の作成と提供に関する調査」について

調査回答の郵送、FAX 分について欄外記入の整理が終了した旨の報告があり、業者に入力作業を発注することとした。

3. 全国図書館大会の目録分科会について

2010 年 9 月 17 日に開催した全国図書館大会の目録分科会について以下のような意見が出された。

- 参加者に対するアンケートを実施すべきだった。
- 要項内容の掲載について大会本部に確認したうえで、要項内容及びパワーポイント、記録を HP に掲載する。
- MLA 連携についてどう作業するか、検討する必要がある。目録規則に関して、図書館で博物資料、文書類を扱うためのものだが、最低でも意見交換をする必要はある。特に家族名についての意見を専門家に聞く必要がある。

- 今後も情報は積極的に公開し、コメントを求める。

4. 委員会資料の保管について

原井委員長から委員会で過去に使用した資料が一部散逸していたとの報告があった。今後は散逸しないように保管体制を検討することとした。

[検討事項]

1. NCR 改訂作業体制（案）について

原井委員長から NCR 改訂作業体制（案）（資料 3）に基づいて説明があり、以下の意見があった。

- エレメントの確定は後になるが、たたき台がないと他の作業ができないので案を作成する。
- 書誌階層については、関連のひとつとして検討する。
- 典拠形アクセスポイントと記述との全体を見通す考え方は、典拠形アクセスポイントの分担者で検討する。
- 実体の設定については、それぞれの検討を進める中で整理していく。
- 分担した事項については、次々回の委員会までに着手し、来年の前半くらいまでにまとめ、改訂方針に反映させたい。

2. 典拠形アクセスポイントについて

古川委員から典拠形アクセスポイントに関する規定の構想（案）（資料 4）に基づいて説明があり、以下の意見があった。

- 「典拠形アクセスポイント」という用語は解り難い用語なので、このまま使用するかどうか検討する必要がある。検討の際は英語形との関係を考慮することと、分かりやすい言葉であることが必要。「統一アクセスポイント」という用語にする考えもあるが、当面は典拠形アクセスポイントを仮称として使用する。
- 「異形アクセスポイント」という用語については、「参照」という用語の方が理解されやすい。「参照アクセスポイント」という用語にする考えもあるが、当面は参照を仮称として使用する。
- 典拠形アクセスポイントの効果を強調するために、その機能を説明することが必要。
- 団体標目の識別要素については、個人標目の識別要素と同程度の厳密さで規定する必要がある。
- 読みの問題は典拠形アクセスポイントだけの問題ではないが、このアクセスポイントの中で読みがどのような位置づけにあるか明確にする必要がある。
- 文字種、記号、原綴の問題についても今後検討する必要がある。

- 実行可能なコアと非コアの境界を決める必要がある。RDA のコアを上限、現行 NCR を下限として、その中間あたりに設定するのが良いが、引き続き検討する必要がある。
- 著作に対する典拠形アクセスポイントは複合形を標準とし、著者が不明な際に単独形とする規定が良い。
- 複合形については、タイトルが先行する方が日本では自然だが、音楽資料については著者が先行する方が良いので、選択可能とするのが良い。
- 著者が複数の場合に複数列挙するのが本則で、先頭の一つを採用するのは別法の方が良い。
- 団体名が著者の場合の選定については、RDA はかなり限定している。RDA と大きくかけ離れることはできないが、必要に応じて差異が出るのは仕方がない。
- 集合タイトルが必要になると思われるが、扱いについては今後検討する必要がある。
- 表現形のアクセスポイントは著作のアクセスポイントに識別要素を増やしたものになる。
- 著作の集合（アグリゲイト）についての扱いを検討する必要がある。
- 内容著作を必須にする必要がある。
- シリーズタイトルについても検討する必要がある。
- 表現形のアクセスポイントをオプションにすると、それとともに内容種別もオプションになってしまう。ISBD のエリア 0 の考え方を導入する必要がある。
- 個人に対する典拠形アクセスポイントに関する都立図書館の適用細則も参照したい。委員会に提供してもらうことを要請してみる。
- 家族名の形式をそれぞれの図書館でどのように扱っているかを調査する必要がある。
- 家族の実体の捉え方や家族と個人の境界線について引き続き検討する。
- TRC の適用細則を委員会に提供してもらうことを要請してみる。

次回以降の委員会の予定

11月27日(土)

12月11日(土)